

# 佐世保情報産業プラザ 創業者育成室入居者募集要綱

## 1. 施設の所在及び名称

所在：佐世保情報産業プラザ第1棟／佐世保市崎岡町2720-8

## 2. 入居者募集スペースについて

創業者育成室1 22 m<sup>2</sup>

創業者育成室3 23 m<sup>2</sup>

## 3. 佐世保情報産業プラザの概要

1) この施設は、本県においてコンテンツや情報サービス等の情報関連産業の新たな集積を図り、本県第三次産業の高度化、雇用の創出による本県経済の活性化を進めるために整備されている佐世保ニューテクノパーク内にその支援拠点施設として建設されています。

2) 商談や各種相談の時に利用する「商談コーナー」、イベントやセミナー、県の各種支援を実施する場としての「大小会議室」などの共用ゾーンを設置し、入居者の利便に資するほか、この施設を長崎県北地域における起業や自立のための拠点として広く利用していただけるようになっております。

また、施設については、地震災害に備えた免震構造を採用した建物となっております。

### 3) 施設の構成

#### ●入居スペース

【1階】 創業者育成室1 22 m<sup>2</sup>

創業者育成室2 22 m<sup>2</sup>

創業者育成室3 23 m<sup>2</sup>

※各部屋の許容荷重は300 kg/m<sup>2</sup>、電源容量は30Aです。

#### ●共用スペース

【1階】 商談コーナー、大会議室、小会議室、シャワー室、リフレッシュルーム

【2階】 サーバ ラック室

【3階】 小会議室

### 4) 入居期間

原則3年以内、最長5年

### 5) 使用料等

#### ・入居使用料

1年以内 1平方メートルにつき 780円/月

1年を超え2年以内 1平方メートルにつき 1,170円/月

2年を超え3年以内 1平方メートルにつき 1,560円/月

3年を超え5年以内 1平方メートルにつき 1,560円/月

※使用年限に応じて徐々に上がっていく逓増方式です。

・駐車場 1台無料。(追加1,520円/台)

・倉庫利用の場合、入居使用料と同額。

・共益費無料。

### 6) 光熱費

電気代については、各部屋の使用実績に基づき徴収します。

## 4. 入居者への支援について

この施設には、指定管理業者の管理担当者が常駐するほか、具体的な創業支援や各種企業相談に対応するために起業・創業に詳しい担当者が、事業化及び事業の成長・発展に係る支援を行います。

## 5. 応募資格及び入居条件

使用申請者は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 1) 新たに創業しようとするものであること又は使用開始時点で創業後 5 年を経過していないものであること。
- 2) ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ制作業等の情報関連企業であること。

## 6. 入居申請

次に掲げる全ての書類を添えて申請してください。

- 1) 佐世保情報産業プラザ使用許可申請書…様式第 2 号
- 2) 事業計画書…様式第 2-2
- 3) 申請者の概要…様式第 2-3
- 4) 施設使用計画書…様式第 2-4
- 5) 企業情報報告書…様式 2-5（別紙含む）
- 6) 住民票の写し（個人の場合）又は法人登記簿謄本（法人の場合）
- 7) 直近の決算書（法人の場合のみ）  
審査の結果、使用が許可された申請者については、入居までに次に示す書類を提出してください。
- 8) 県税及び市町村税に未納がない事を証明する納税証明書  
※この書類が提出されない場合には、入居の承認を取り消します。

## 7. 入居の手続き

使用決定については関係機関、有識者等からなる入居審査会を開催し、申請書の内容や事業計画書等が佐世保情報産業プラザの設置目的に適しているかどうかを確認し、決定いたします。

なお、協議経過については通知いたしません。また、提出された申請書類等の提出資料は返却いたしませんのでご了承ください。

### 1) 申請書類の確認方法

提出された申請書類について、事業計画等が応募要件を満たしているか等の確認を行います。応募要件を満たしていない申請については、対象から除外されます。

### 2) 決定方法

入居審査会により決定します。

### 3) 結果の通知等

審査結果については、決定次第、速やかに申請者に対して文書にて通知します。

### 4) 実際の入居について

施設の運営・管理全般については、指定管理者が行うこととなっており、入居者決定についても後日、指定管理者より使用許可書が交付されます。

## 8. 申請書類の作成・提出等

### 1) 申請書類の作成

申請者は、別途「佐世保情報産業プラザ 創業者育成室 使用許可申請書作成要領」に基づいて申請書類を作成し、必要部数（3 セット：正 1 部、副 2 部。副については写しでも可）を提出してください。

（注 1）書類に不備等がある場合は、申請対象となりません。作成要領をご覧いただき、注意して記入してください。（書式は変更しないでください。）

### 2) 申請書類の提出及び問い合わせ先

〒859-3226 佐世保市崎岡町 2720-8

佐世保情報産業プラザ 管理事務所

T E L : 0956-20-5051

F A X : 0956-39-2810

E-mail : info@sasebo-jsp.jp

## ■1棟1F 平面図

